

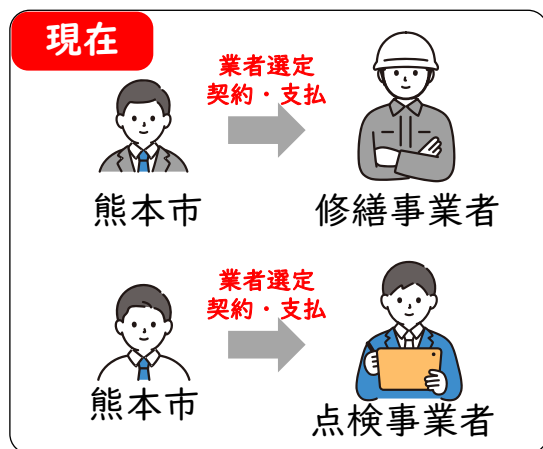
市有建築物の適正管理の実現に向けて

◆包括管理業務委託とは？

- ・ 熊本市では、公共施設の維持管理業務の効率化と質の向上を目指し、包括管理業務委託の導入に向けた検討を進めています。
- ・ 包括管理業務委託とは、複数の公共施設における保守点検や修繕などの維持管理業務を、技術的知見を持つ民間事業者へまとめて委託することで、施設ごとに異なる対応ではなく、統一した方針のもとで効率的かつ適切な管理を行うことを目的とした仕組みです。

◆事業者の皆様へ

- ・ 点検業務や修繕業務に関して、これまで熊本市が行っていた業者選定・契約・支払は、包括管理受託者が実施することになります。
- ・ 熊本市は、業務の実施状況について、定期的なモニタリングを通じて、業者選定状況や契約金額などを継続的に確認します。



◆包括管理対象とする業務

対象施設 207施設

学校、市営住宅を除く各区役所やまちづくりセンターなどの庁舎、消防庁舎、保育園、共同調理場、スポーツ施設、文化施設等

対象業務

①点検業務

- ・ 建築基準法第12条に基づく定期点検（建築、建築設備、防火設備等、高所排煙窓等）
- ・ 保守点検（昇降機設備、合併浄化槽、自家用電気工作物、消防用設備等、空調設備、ボイラー設備等、地下オイルタンク設備、自動ドア設備）

②修繕業務

- ・ 小規模な修繕
（建築、屋根、防水、塗装、内装、建具、電気、電通、管、機械器具、消防設備等）